

平野裕之  
『債権総論』  
第1刷 訂正表

※ 以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

30頁 2-31 「1 利息債権の意義」の項、上から 13 行目

【誤】

……遅延利息（☞3-222）も利

【正】

……遅延利息（☞4-27）も利

123頁 4-78 「◆完全賠償主義・制限賠償主義」の項、上から 1 行目

【誤】

……損害賠償を見可能な損害へと……

【正】

……損害賠償を予見可能な損害へと……

124頁 上から 5 行目

【誤】

……相当「因果関係」いとう概念が導入されるが……

【正】

……相当「因果関係」**という**概念が導入されるが……

156頁 注 64 上から 2~3 行目

【誤】

……代位行使を認めている（最判平3・3・22 民集45巻3号268頁……

【正】

……代位行使を認めている（**最大判平11・11・24 民集53巻8号1899頁**……

【誤】

(☞3-89 以下)、さらに、……

【正】

(☞3-87 以下)、さらに、……

【誤】

1 詐害行為取消権の成立要件

- ① 詐害行為の存在（債務者側の要件）
  - ⓐ 債務者が「債権者を害する……行為」をしたこと  
(詐害行為の客観的要件)
  - ⓑ 財産権を目的としない行為ではないこと（権利障害事実）
  - ⓒ 債務者が債権者を害することを「知って」いたこと  
(詐害行為の主観的要件)
  - ⓓ 債権者が債権を害されたこと（債権者側の要件）  
＊弁済期の到来は不要

2 詐害行為取消権の第三者への対抗要件（受益者・転得者側の要件）

詐害行為の認識（＝悪意）

【正】

1 詐害行為取消権の成立要件

- ① 詐害行為の存在（債務者側の要件）
  - ⓐ 債務者が「債権者を害する……行為」をしたこと  
(詐害行為の客観的要件)
  - ⓑ 財産権を目的としない行為ではないこと（権利障害事実）
  - ⓒ 債務者が債権者を害することを「知って」いたこと  
(詐害行為の主観的要件)
  - ⓓ 債権者が債権を害されたこと（債権者側の要件）  
＊弁済期の到来は不要

2 詐害行為取消権の第三者への対抗要件（受益者・転得者側の要件）

詐害行為の認識（＝悪意）

218 頁 上から 13 行目 (第 1 節 多数当事者の債権関係——総論)

【誤】

……一種ということができる (☞5-84)。

【正】

……一種ということができる (☞7-17)。

380 頁 10-53 「◆代位をめぐる 2 つの制限」の項、上から 12~13 行目

【誤】

……である。これを 2-57 の判決は……

【正】

……である。これを 10-59 の判決は……

479 頁 左段上から 1~3 行目 (判例索引)

【誤】

最判平 3・3・22 民集 45 卷 3 号 268 頁

……………注 64

最判平 3・4・11 判時 1391 号 3 頁……4-55

【正】

※1~2 行目トル※

最判平 3・4・11 判時 1391 号 3 頁……4-55

480 頁 左段上から 1~2 行目 (判例索引)

【誤】

最大判平 11・11・24 民集 53 卷 8 号 1899 頁

……………5-27

【正】

最大判平 11・11・24 民集 53 卷 8 号 1899 頁

……………5-27, 注 64